

宇野・玉・日比中学校 再編準備委員会

第3回PTA部会 会議次第

日時：令和7年9月30日（火）19:00～

場所：中央公民館（メルカ2階 第1研修室）

1 開 会

2 協 議

（1）学用品・制服・体操服等について

（2）現PTAの活動等の洗い出しについて （資料1）

（3）新PTAについて（会則、会計、組織体制 他） （資料2）

3 そ の 他

次回開催予定時期 令和7年11月上旬頃

4 閉 会

※配布資料

- ・資料1 PTA 活動の比較
- ・資料2 PTA 会則の比較
- ・別紙1 学用品・制服・体操服等の選定について
- ・別紙2 PTA 規約の構成（参考事例）

【資料1】各中学校PTA活動の比較

月	宇野中学校	玉中学校	日比中学校
4月			PTA総会 あいさつ運動 登校見守り 下校見守り
5月	PTA本部役員会 市PTA連合会総会(書面会議) PTA総会（ネット上）		玉野市青少年健全育成連絡協議会 市P連総会 登校見守り 下校見守り
6月	市物品購入委員会 市補導部会	あいさつ運動（年2回） 玉野市PTA連合会補導部会	中学校運営協議会 補導部会 登校見守り 下校見守り
7月	市学校給食会 第1回評議員会 連合PTA会長会議 ジビエ調理実習 三者懇談日替わりweek 数秘講座 日替わりweek 珈琲淹れ方、試飲会 日替わりweek ハンドマッサージ	PTA指導者研修会（Zoom） 玉野市学校給食会 評議員会	PTA指導者研修会（Zoom） 玉野市学校給食会 評議員会 会長会議 PTA役員会 下校見守り
8月	市PTA人権教育研修会	玉野市PTA人権教育研修会	玉野市PTA人権教育研修会
9月	市物品購入委員会 防災教室 防災ボトルづくり 給食試食会		あいさつ運動 登校見守り 下校見守り
10月	校則改定の生徒会からの説明ヒヤリング 珈琲講座	体育会臨時駐車場案内・整理	下校見守り
11月	市物品購入委員会 連合PTA会長会議	あいさつ運動（年2回）	会長会議 下校見守り
12月	チョークアート 親子ジビエ料理		中学校運営協議会 PTA役員会 下校見守り
1月			あいさつ運動 下校見守り
2月	市物品購入委員会 連合PTA会長会議（書面会議） 第1回味噌作り 第2回味噌作り		学校運営協議会 PTA会長会議 下校見守り
3月	学校保健委員会 PTA本部役員会	学校保健委員会 PTA本部役員会	学校保健委員会 PTA役員会
その他の活動	あいさつ運動（年間3回） 登校見守り（年間8回） 下校見守り（年間10回） ※黒字：PTA活動 青字：さわやかサークル		

◆各中学校PTA会則の比較

宇野中・玉中・日比中学校再編準備委員会第3回P T A 部会（資料2）

宇野中学校	玉中学校	日比中学校
総則 第1条 本会は、玉野市立宇野中学校P T A と称し、事務所を同校に置く。 第2条 本会は、玉野市立宇野中学校教育の充実・発展と生徒の福祉増進に協力し、併せて会員相互の親睦と研さんを図ることを目的とする。 第3条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。 1 学校教育の民主化に対する理解を深めて、その推進に協力する。 2 学校と家庭との連携を緊密にし、地域の協力を得て生徒の心身の健全な発展を図る。 3 教育環境の発展を図る。 4 学区における社会教育の振興に協力する。 5 会員相互の研修のための諸行事を行う。	名称 第1条 本会は玉中学校P T A と称しその事務所を玉中学校内におく。 目的 第2条 本会は下記の諸項を目的とする。 1 保護者と教員が互いに協力し家庭と学校との連絡を密にして教育の成果をあげる。 2 家庭、学校および社会における生徒の福祉を増進する。 3 会員相互の啓蒙、高揚を図る。 4 教育環境の充実を図る。	名称 第1条 本会は岡山県玉野市日比中学校P T A と称し、事務局を玉野市日比中学校に置く。 目的 第2条 本会は次の諸項を目的とする。 1 家庭、学校及び社会における生徒の福祉を増進する。 2 家庭と学校との関係を一層緊密にし、生徒の訓育について保護者と教員とが聡明な協力をするようにする。 3 保護者と教員と一般社会の協力を促進して、生徒の心身の健全な発達を図る。 4 学校の教育的環境の整備を図る。
役員 第5条 本会の役員は、若干名とする。 第6条 役員の選出は、役員会において会員中より候補者を推薦し、総会において決定する。 第7条 役員のうち、以下の任務を行う者を置く。 1 学校との連絡を中心となって行う者 2 連合P T A の担当 3 会計担当 4 会計監査担当 第8条 役員の任期は、一年を原則とするが、再任は妨げない。 第9条 本会は、総会・役員会をもつ。 第10条 総会は、毎年1回開く。臨時総会は、役員会が必要と認めた場合、又は全会員の5分の1以上の要求があった場合に開く。 第11条 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。 第12条 総会は、次のことを決める。 1 規約の決定及び改正に関すること。 2 役員の決定に関すること。 3 本会の事業に関すること。 4 予算の決議、決算の承認に関すること。 5 その他重要な事項 第13条 役員会は、役員が必要と認めたとき招集する。 第14条 役員会は、次のことを決める。 1 役員の選出 2 総会から委任された事項 3 総会に提出する議案 4 その他重要な事項	会員 第3条 本会は下に該当するものをもって構成しすべて平等の権利と義務を有する。 1 玉中学校生徒の父母またはそれに代るもの。以下保護者という。 2 玉中学校に勤務する校長および教員。 3 玉中学区内に居住し特に教育に関心を持ち入会を希望するもの。 役員の選出 第7条 本会の役員は次のとおりとする。 1 本部役員 保護者3～5名、教員2名程度で構成する。 2 本部役員の中で相談し、任務の役割分担を行う。 第8条 役員は本部役員会で推薦し、総会の承認を得て選出する。ただし、推薦者が決まらない場合は、選挙などの形をとる場合がある。 その任期は2か年とする。ただし、やむを得ない場合は1か年とする。なお、いずれの場合も引続き重任してもさしつかえない。補欠による役員の任期は前任者の残存期間とする。 役員および顧問の任務 第9条 役員の任務は次のとおりとする。 1 会務を統理・会議の開催・運営等。 2 市PTA連合会等の関連団体主催の会議出席 3 その他庶務や会計、および事業の監査。 4 顧問は会員の諮問に応ずる。 委員の選出 第10条 委員の選出は次のとおり行われ、その任期は1か年とする。 1 各学級の保護者はそれぞれの学級委員4名程度を選出する。 2 教員も文教・育成部、保体・厚生部にわかれて所属する。 3 学級委員は文教・育成部、保体・厚生部の2つのいずれかに所属して、文教・育成部委員、保体・厚生部委員となる。 4 各部の代表者2名はそれぞれの委員の互選によって決める。 5 役員、各部の代表者2名は実行委員となる。	会員 第7条 本会の会員は、在学の保護者、学校職員とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。 役員 ※役員とは「学校との窓口・相談役」の意味であり、P T A 活動への責任を負うものではない。また、学校行事などでの「挨拶」を行う役割もない。 第12条 本会は次の役員をおく。 1 本部役員 若干名（1名は本校教頭をもってあてる） 2 監 査 2名（本部役員をもってあてる） 3 書 記 1名（本校教頭をもってあてる） 4 会 計 2名（本校教職員をもってあてる） 第13条 本部役員は、総会で承認を得る。 1 次期本部役員は、全会員へ呼びかけ、立候補を募る。 また、本部役員や会員からの推薦は妨げない。 なお、市P連の役員を経験すれば、その後の役員を免除することができる。（小 学校で経験した場合を含む） 2 監査は年度の会計を監査し、結果を爽快に報告する。 3 書記は本会の庶務をつかさどる。 4 会計は本会の金銭の収支を正確に記録する。 第14条 役員の任期は次の通りとする。但し、再任は妨げない。 1 本部役員は原則として1か年以上とする。

会計 第15条 本会の経費は会費・事業収入・寄付金をもってあてる。 第16条 会費は1口100円とし、毎月はじめに納めるものとする。ただし、2口以上の負担、2か月以上の前納を認める。 第17条 会員の慶弔に関しては次のとおりとする。 1 会員死亡の場合は、香典10,000円を送る。また、本校に在学する生徒の場合もこれに準じて実行する。 2 学校教職員の転退職の場合は、在籍1年までは1,000円とし、1年を超える場合は、1年増すごとに1,000円を加算する。ただし、5,000円をもって上限とする。 3 上記以外の場合は、別に協議する。 第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。	会計 第4条 本会の経費は会費、事業収入および寄付金をもって支弁する。 第5条 会費は月額200円で口数制とし毎月納めることも、また、まとめて納めることもできる。 特別活動後援会費は月額50円で口数制とし、毎月納めることも、また、まとめて納めることもできる。 第6条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。	会計 第8条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入を持って支弁する。 第9条 会費は、1口月額400円とし、毎月収めることもまとめて前納することもできる。 第10条 会計は会計簿その他必要な書類を備える物とする。 第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
	委員会とその任務 第11条 委員会には実行委員会、専門部委員会および学年部委員会がある。 第12条 実行委員会の任務は次のとおりである。 1 各種委員会によって立案された事業計画を審議する。 2 その他全委員により委任された事項を処理する。 3 役員に欠員ができたときにそれを補充する。 第13条 専門部委員会には文教・育成部、保体・厚生部がありその任務は、次のとおりである。 1 文教・育成部委員会は、会員研修、社会教育の企画に携わり、学校と社会の緊密な連絡を図り、生徒の健全育成につとめる。 2 保体・厚生部委員会は、本会の目的に応じて会員ならびに生徒の保健衛生および体位向上、福祉を増進する事業を行う。 第14条 学年部委員会は、それぞれの学年・学級の運営に協力する。 第15条 特定の目的を遂行するために特定の委員会を設けることができる。	方針 第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。 第4条 本会は非営利的・非宗教的・非政党的団体であって、本会の名においていかなる営利的企業を支持することも、また、いかなる職務の候補でも推薦することはできない。 第5条 本会は、校長、教員及び教育委員会の委員と学校問題について討議し、また、その活動を助けるために意見を具申し、参考資料を提供するが、直接に学校の管理や教員の人事に干渉する物ではない。 第6条 本会は学校の財政的維持及び教員の給与並びに生活に関与して直接責任を負うものではない。

※部活動後援会会則あり	集 会 第16条 総会は定期総会、臨時総会とし、定期総会は毎年初めに1回、臨時総会は必要に応じて随時にこれを開く、もしくは紙面開催とし、次の事項を行う。 1 規約の変更に関する事項。 2 予算の審議と決算の承認に関する事項。 3 事業の計画とその報告に関する事項。 4 その他本会の目的達成に必要な事項。 また総会は、会員の3分の2以上の出席をもって成立する（委任状を含む）。議決は、出席者の過半数の賛成による。紙面開催の場合は、会員の3分の2以上の紙面回答をもって成立し、議決は過半数の賛成による。 第17条 実行委員会が必要に応じて適時開催する。 第18条 校長はすべての集会に出席して意見を述べることができる。	会議 第15条 本会の会議は総会、本部役員会とし、必要に応じて本部役員と学校要望により招集する。その決議は出席者の過半数の同意を必要とする。 第16条 総会は次の事項を審議決定する。 1 決算の報告及び予算 2 本部役員の承認及び会則の変更 3 その他本会の目的達成上、必要な事項 第17条 本部役員会は、本会全般の企画にたずさわるとともに、次の事項を審議決定する。 1 緊急事項 2 その他本会の目的達成上必要な事項 第18条 校長は全ての会議に出席して意見を述べることができる。
	〔P T A 慶弔規程〕 第1条 次の者が死亡した場合は、香典料1万円と生花をお供えし、役員の代表者が会葬する。 ① 玉中学校の生徒 ② 保護者（父母またはそれにかわる者で本校P T A会員） ③ 玉中学校の教職員 第2条 教職員の配偶者、実父母、子女が死亡した場合は、生花またはそれに相当する額をお供えし、役員の代表者が会葬する。 第3条 上記各項目の適用を受けた者は返礼しないものとする。 第4条 上記各項目以外で必要を生じた場合は、会長・副会長で協議処理できるものとする。 この規程は平成26年4月27日から適用するものとする。	個人情報保護 第19条 本会が個人情報を扱う場合は、その利用目的をできる限り特定するとともに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報は取り扱いわない。 1 会員名簿は事務局保管とし、役員は個人管理を行わない。 2 各学校支援活動実施にあたって作成した参加者名簿等は、活動後、事務局が回収する。 3 会員の住所や連絡先等の個人情報は、原則、本会活動では取り扱いわない。

学用品・制服・体操服等について

(C) 《検討が必要なもの》

学用品名	条 件
リボン・ネクタイ	これらの項目については、生産業者からサンプルをお借りし、期間を区切って展示したのち、生徒・教職員・保護者に投票していただいた結果、票数が多いものを採用する方法とする。 ※生徒の投票については、直接関係する、現中学1年、小5、6とする予定。
体操服シャツ （半袖・長袖）	
トレーニングシャツ （長袖・長ズボン）	
トレーニング ハーフパンツ	
上履き	
体育館シューズ	この項目は、デザイン等の種類が限られるので、学校内で選定し、指定したものを使用する
体操用帽子	
（今後のスケジュール：予定） ・10月中旬に業者からサンプルを借り受け ↓ ・10月下旬から、学校内等で各社のサンプルを展示（11月下旬まで） ↓ ・12月上旬～12月中旬で投票 ↓ ・12月下旬に決定（公表）	

PTA規約の構成

1.総則、目的、方針等 ・ 名称 ・ 目的 ・ 事業・活動 ・ 運営方針
2.会員・役員・委員等 ・ 会員（任意加入、定義、権利） ・ 役員（定義、任務、選出、任期、補充） ・ 会計監査（定義、任務、選出、任期、補充） ・ 委員（選出、任期、補充） ・ 顧問（選出、任期、補充）
3.集会 ・ 総会 ・ 実行委員会・運営委員会（定義、任務） ・ 各種委員会（定義、任務） ・ 学年委員会（定義、任務） ・ 学級PTA（定義、任務） ・ 地区PTA（定義、任務）
4.会計等 ・ 会費（徴収、使途） ・ 予算と決算と経理
5.その他 ・ 規約改正 ・ 個人情報取り扱いについて ・ 附則・細則

※（参考）一般社団法人 全国PTA連絡協議会HP より

各項目の文例

名称（事務局） ・本会は〇〇学校 PTA と称し、事務所を〇〇学校内におく ・本会は〇〇学校 PTA と称し、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番 〇〇学校におく。
目的 ・本会は学校と家庭との連絡を密にし、児童・生徒の成長発達を助け、学校教育の発展を図ることを目的とする。 ・家庭と学校との関係を一層緊密にして、保護者と教員とが児童の心身発達のために協力する。 ・家庭、学校及び社会における児童の福祉を増進する。 ・家庭生活及び社会生活の改善をはかり、学校・家庭・地域が連携して児童の教育に携わる。 ・児童・生徒の教育環境をよくする。 ・学校の教育的環境の整備をはかる。 ・よい保護者、よい教員となるよう努める。
事業 ・本会はその目的を達成する為、次の事業をおこなう。 ・学校と家庭との連絡を密にし、児童・生徒の成長発達を助ける為の事業。 ・学校施設および設備を拡充し、学校教育の充実を図る為の事業。 ・会員相互の教養を高め親睦を図る為の事業。 ・保護者と教職員が自由な話し合いができる機会の提供。 ・会員相互の意識向上、連絡、親睦をはかるため広報活動。 ・目的にかなう範囲で会員による自主的なサークル活動に便宜を提供。 ・その他本会の目的達成に必要な事業。
方針 ・学校の人事や管理には干渉しない。 ・学校と PTA は相互に干渉することなく尊重しあう。 ・教育問題について研究協議するが、学校の管理や教職員の人事には干渉しない。 ・校長・教員及び教育委員会の委員と学校問題を討議し、またその活動を助長するために意見を具申し、参考資料を提供するが、学校の管理や教員の人事に干渉しない。 ・児童の教育並びに福祉のために活動する関係諸機関と協力する。 ・国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実を期するため努力する。 ・教育を本旨とする自主的、民主的な団体として、これを運営する。 ・営利的・宗教的・政治的な活動は行わない。 ・特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とする行為は行わない。 ・本会は、自主性をもち、他の団体や機関の支配、あるいは統制、干渉を受けない。 ・本会、又は本会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。 ・公選の公職者は、役員になることができない。 ・透明性のある会計記録の維持と健全化を図り、会員全てに適切に情報を開示する。 ・全ての法令及びルールを遵守し、社会を構成する一員であることの自覚と責任をもって行動する。

任意加入

- ・本会の会員は、入会届を提出し受理された、本校児童・生徒の保護者と教職員をもって構成する。
- ・本会の会員は、任意の本校児童・生徒の保護者及び本校教職員をもって構成する。また、加入の意思を毎年4月に文書にて確認することとする。
- ・本校児童・生徒の保護者および本校に勤務する教職員は、会員になる資格を有し、入会の意思表示と共に会員となる。
- ・入会の申し込みは、入学時及び転入時に行う。退会については、本校を転出した時点で退会とする。
- ・会員は、いつでもこの会を退会することができる。
- ・本会への入会を希望するものは所定の入会申込書を提出しなければならない。
- ・本会からの退会を希望するものは所定の退会届を提出しなければならない。

資格・権利・義務ほか

- ・この会の趣旨に賛同し、役員会の承認を得たもの。
- ・会員の資格は、児童の入学又は転入の属する月から取得し、卒業又は転出の属する翌月をもって失う。
- ・会員は、すべて平等の権利と、会費納入の義務を有する。
- ・会員は、実行委員会の許可を得て、すべての委員会に出席し、傍聴することができる。
- ・会員は規約ならびに機関の決定事項を守り、会の目的達成に努めなければならない。
- ・会員は、総会で意思表示をする権利を有し、目的と方針に従い、会員相互の支え合いによる主体的なボランティアとして活動する。

会費

- ・本会の経費は、会費・その他の収入をもってあてる。
- ・会費は会員の負担を軽くする為、適正金額とし剰余金を含めて毎年、検証を行う事とする。
- ・本会の会費は月額〇〇円とする。
- ・納入された会費及び特別会費は、一切返還しない。
- ・会員は、入会の学期から会費を納入する。
- ・会員でなくなった場合の会費については以下の定めに従うものとする。
- ・会員でなくなった日の属する月分までの会費を徴収する。
- ・納入された会費は、会員でなくなった日の属する月の翌月以降の月分を返還する。
- ・会費は、年度初めに郵便局の口座からの自動振替による一括納入とする。但し、郵便・口座がない場合やその他の場合は、現金を直接納めることができるものとする。
- ・在校生が複数名

在校生が複数名

なお、兄弟姉妹が在学する場合は、会費および会員数は世帯数とする。

同一生計に属する児童・生徒が2人以上ある場合、第2子のみ月額〇〇円とし、第3子以降は徴収しない。

会費の免除

- ・会員は、会費を納入する。但し、PTA会長及び校長が必要と認めた場合は、免除される。